



熊本県公報

第 1 2 1 9 1 号

平成 25 年 2 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (//) 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (//) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定居宅介護事業者の指定…………… (//) 3
- 救急医療機関に関する協力申出の撤回…………… (医療政策課) 3
- 登録研修機関の登録…………… (障がい者支援課) 3
- 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し…………… (廃棄物対策課) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (//) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (//) 5
- 熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定…………… (税務課) 7
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 7
- 道路の区域変更…………… (//) 7
- 道路の使用開始…………… (//) 8
- 道路の使用開始…………… (//) 8
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 8
- 県営土地改良事業計画…………… (農村計画課) 9
- 県営土地改良事業計画…………… (//) 9
- 県営土地改良事業計画…………… (//) 9
- 県営土地改良事業計画…………… (//) 9
- 肥料登録…………… (農業技術課) 10
- 権利者会議…………… (農地整備課) 10
- 平成24年度第2回宇城地域保健医療推進協議会の開催
…………… (宇城地域保健医療推進協議会) 10
- 平成24年度第2回天草地域保健医療推進協議会の開催
…………… (天草地域保健医療推進協議会) 11
- 平成24年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門
部会の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 11
- 平成24年度第2回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門
部会の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 12
- 菊池川河口域におけるハマグリ採捕制限…………… (熊本県内水面漁場管理委員会) 12
- 平成24年度第2回熊本県スポーツ推進審議会の開催
…………… (熊本県スポーツ推進審議会) 12

告 示

熊本県告示第 1 5 1 号
 次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条
 の 2 の規定により告示する。
 平成 2 5 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字上霍1324番6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
和田内科医院	八代郡氷川町鹿島769番地1	平成25年1月1日
渡邊総合内科クリニック	阿蘇郡高森町大字高森2022番地3	平成25年2月1日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
きらら調剤薬局	宇城市松橋町きらら三丁目2番20号	平成25年1月4日
日奈久温泉調剤薬局	八代市日奈久東町257番地2	平成24年11月1日
シモカワ合志調剤薬局	合志市幾久富1909番地1720	平成25年1月4日
タケシタ調剤薬局八代店	八代市本町一丁目8番36号	平成25年2月1日
日本調剤通町薬局	八代市通町8-27	平成25年2月1日

熊本県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
和田内科医院	八代郡氷川町鹿島769番地1	平成24年12月31日
くどう小児科クリニック	荒尾市東屋形四丁目2番1号	平成24年12月31日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
日奈久温泉調剤薬局	八代市日奈久東町257番地2	平成24年10月31日

熊本県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
くどう小児科クリニック	荒尾市東屋形四丁目2番1号	平成25年1月1日

熊本県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護保険サービスセンターくましき 上益城郡益城町広崎394-1	株式会社祐将	平成25年2月20日

熊本県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センター米之家 宇城市小川町北新田475番地4	株式会社八十八	平成25年2月14日

熊本県告示第157号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
寺尾病院	熊本市北区小糸山町759	平成24年12月31日

熊本県告示第158号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第6条の規定により登録研修機関の登録を行ったので、同法附則第17条の規定により公示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
熊本県教育委員会	熊本市中央区水前寺六丁目18番1号	4322001	平成24年7月1日

熊本県告示第159号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を次のとおり取り消した。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 取り消した産業廃棄物収集運搬業の許可
 - 被処分者
住所 熊本県熊本市北区龍田陳内四丁目18番86号
名称 有限会社樹総合開発
代表取締役 坂田 俊一
 - 許可の内容

許可番号 第04301105231号
 許可の年月日 平成20年7月29日
 許可の有効期限 平成25年7月28日

2 許可取消年月日

平成25年2月14日

3 理由

有限会社樹総合開発は、平成25年1月28日、熊本地方裁判所において、破産手続の開始が決定された。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イに該当する。

熊本県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター御所浦苑 天草市御所浦町御所浦4393番地1	社会福祉法人天水会 天草市御所浦町御所浦4393番地1	平成24年12月3日

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ショートステイ御所浦苑 天草市御所浦町御所浦4393番地1	社会福祉法人天水会 天草市御所浦町御所浦4393番地1	平成25年1月23日

熊本県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター雅 荒尾市大平町三丁目4番	株式会社荒尾介護システム 荒尾市原万田696番地9	平成24年12月28日
みなみだ 祥苑 阿蘇郡小国町大字宮原11番地3	株式会社翔祐 阿蘇郡小国町大字宮原11番地3	平成24年12月19日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター雅 荒尾市大平町三丁目4番	株式会社荒尾介護システム 荒尾市原万田696番地9	平成24年12月28日
みなみだ 祥苑 阿蘇郡小国町大字宮原11番地3	株式会社翔祐 阿蘇郡小国町大字宮原11番地3	平成24年12月19日

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ショートステイ 明照園 天草市久玉町1273番地1	社会福祉法人明照園 天草市久玉町1273番地1	平成24年12月3日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所このは 玉名郡玉東町大字山口 8 番地 1 3	合同会社山本介護支援事務所 玉名郡玉東町大字山口 8 番地 1 3	平成 2 5 年 1 月 2 8 日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
エビス薬局日置店 八代市日置町 1 5 0 番地 2	平成 2 5 年 1 月 3 1 日

(介護療養型医療施設)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
蓮田医院 阿蘇郡南小国町大字赤馬場 1 9 5 6 番地 1 7	平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日

熊本県告示第 1 6 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ひろやす荘訪問介護事業所	上益城郡益城町大字 安永 1 0 8 0 番地	事業所所在地		平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日
		上益城郡益 城町大字安 永 7 5 6 番 地	上益城郡益 城町大字安 永 1 0 8 0 番地	

(通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
デイサービス雅 ANN EX	荒尾市万田 2 0 0 4 番地	事業所名称		平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日
		デイサービ スセンター 雅	デイサービ ス雅 ANN EX	
ひろやす荘通所介護事業所	上益城郡益城町大字 安永 1 0 8 0 番地	事業所所在地		平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日
		上益城郡益 城町大字安 永 7 5 6 番 地	上益城郡益 城町大字安 永 1 0 8 0 番地	

(短期入所生活介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ひろやす荘短期入所生活介護事業所	上益城郡益城町大字 安永 1 0 8 0 番地	事業所所在地		平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日
		上益城郡益 城町大字安 永 7 5 6 番 地	上益城郡益 城町大字安 永 1 0 8 0 番地	

(認知症対応型通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ひろやす荘通所介護事業所	上益城郡益城町大字安永1080番地	事業所所在地		平成24年1月15日
		上益城郡益城町大字安永756番地	上益城郡益城町大字安永1080番地	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ひろやす荘訪問介護事業所	上益城郡益城町大字安永1080番地	事業所所在地		平成24年1月15日
		上益城郡益城町大字安永756番地	上益城郡益城町大字安永1080番地	

(介護予防通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
デイサービス雅ANNE X	荒尾市万田2004番地	事業所名称		平成24年1月28日
		デイサービスセンター雅	デイサービス雅ANNE X	
ひろやす荘通所介護事業所	上益城郡益城町大字安永1080番地	事業所所在地		平成24年1月15日
		上益城郡益城町大字安永756番地	上益城郡益城町大字安永1080番地	

(介護予防短期入所生活介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ひろやす荘短期入所生活介護事業所	上益城郡益城町大字安永1080番地	事業所所在地		平成24年1月15日
		上益城郡益城町大字安永756番地	上益城郡益城町大字安永1080番地	

(介護予防認知症対応型通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ひろやす荘通所介護事業所	上益城郡益城町大字安永1080番地	事業所所在地		平成24年1月15日
		上益城郡益城町大字安永756番地	上益城郡益城町大字安永1080番地	

(介護老人福祉施設)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
特別養護老人ホームひろやす荘	上益城郡益城町大字安永1080番地	事業所所在地		平成24年1月15日
		上益城郡益城町大字安	上益城郡益城町大字安	

		永 7 5 6 番 地	永 1 0 8 0 番地	
--	--	----------------	-----------------	--

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ひろやす荘居宅介護支援事業所	上益城郡益城町大字 安永 1 0 8 0 番地	事業所所在地		平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日
		上益城郡益城町大字安永 7 5 6 番地	上益城郡益城町大字安永 1 0 8 0 番地	

熊本県告示第 1 6 3 号

熊本県税条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 8 号）第 8 9 条第 2 項及び第 3 項（同条例第 1 0 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、熊本県税証紙代金収納計器及びその取扱人を次のように指定する。

なお、昭和 4 9 年熊本県告示第 2 9 1 号の 1 1（熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定）は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 熊本県税証紙代金収納計器の名称及び機番
1 号機 ピツニーボウズ E 5 0 0 C T 型 9 0 5 0 8 3 号
2 号機 ピツニーボウズ E 5 0 0 C T 型 9 0 5 1 3 6 号
- 取扱人の名称及び代表者氏名
一般社団法人日本自動車販売協会連合会熊本県支部
支部長 與 繩 義 昭
- 取扱人の住所
熊本市東区東町四丁目 1 4 番 8 号
- 取扱場所
熊本市東区東町四丁目 1 4 番 3 7 号
- 指定日
平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 1 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 2 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲 佐線	下益城郡美里町甲佐平字上霍 1 3 3 8 番地先から 同所 1 3 4 0 番 1 地先まで	前	3.8 ～ 28.7	88.4	単道改
			後	12.3 ～ 36.1	88.4	

- 区域を変更する期日 平成 2 5 年 2 月 2 2 日

熊本県告示第 1 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 2 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般県道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城 3029番5地先から 同所 3143番13地先まで	前	4.5 ～ 39.8	267.8	一括道路	
			後	10.4 ～ 39.8			
		葦北郡津奈木町小津奈木 350番1地先から 同所 342番1地先まで	前	8.5 ～ 17.0	102.0		単道改
			後	13.0 ～ 27.3	102.0		

2 区域を変更する期日 平成25年2月22日

熊本県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年2月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川字越路 1539番2地先から 天草郡苓北町坂瀬川字下貝ノ口 1586番1地先まで	96.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年2月25日

熊本県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年2月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字下毛 208番1地先から 同所 212番5地先まで	78.2	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成25年2月25日

公 告

熊本県公告第97号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年2月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 阿蘇市山田854番地1
- 2 築造者の氏名 小西誠
- 3 道路の位置 阿蘇市内牧字北新井手988番1
- 4 道路の幅員 4.01メートルから6.20メートルまで
- 5 道路の延長 19.92メートル
- 6 指定年月日 平成25年2月4日
- 7 指定番号 熊本県指令阿蘇技管第16号

熊本県公告第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（栢宇土工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年2月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営天草中央南地区（栢宇土工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年2月25日から平成25年3月25日まで
- 3 縦覧場所 天草市役所

熊本県公告第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（金ノ入工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年2月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営天草中央南地区（金ノ入工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年2月25日から平成25年3月25日まで
- 3 縦覧場所 天草市役所

熊本県公告第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（食場工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年2月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営天草中央南地区（食場工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年2月25日から平成25年3月25日まで
- 3 縦覧場所 天草市役所

熊本県公告第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（ハチノスロ工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年2月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営天草中央南地区（ハチノスロ工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成 25 年 2 月 25 日から平成 25 年 3 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 102 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 25 年 2 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第 1 4 5 6 号	消石灰	肥料用 消石灰	アルカリ分： 65.0	該当なし	アグロケミテック株式会社 三重県いなべ市 大安町石樽北山 1001	平成 25 年 2 月 1 4 日
熊本県肥 第 1 4 5 7 号	炭酸カルシウム肥料	6.0 炭酸苦 土石灰	アルカリ分： 53.0 可溶性苦土： 6.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	アグロケミテック株式会社 三重県いなべ市 大安町石樽北山 1001	平成 25 年 2 月 1 4 日
熊本県肥 第 1 4 5 8 号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦 土石灰 10%	アルカリ分： 55.0 可溶性苦土： 10.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	アグロケミテック株式会社 三重県いなべ市 大安町石樽北山 1001	平成 25 年 2 月 1 4 日

熊本県公告第 103 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 112 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 25 年 2 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業羊角湾周辺二期地区（大ノ浦東換地区）の換地計画決定に係る権利者会議開催通知書
- 2 書類の送付を受けるべき者
迫口 祐治
- 3 2の者に送付すべき書類の要旨
(1) 権利者会議の日時 平成 25 年 3 月 10 日 午後 7 時から
(2) 権利者会議の場所 山ノ浦生活改善センター
(3) 議案 県営土地改良事業羊角湾周辺二期地区（大ノ浦東換地区）の換地計画決定
- 4 縦覧期間
1の送付すべき書類は、平成 25 年 2 月 22 日から平成 25 年 3 月 8 日まで天草市役所において縦覧に供する。
- 5 その他
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は天草市役所において保管し、その後は天草地域振興局農地整備課において保管し、2の者に交付する。
なお、2の者が受領しない場合は、平成 25 年 3 月 3 日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

登載依頼

宇城地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 24 年度第 2 回宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成25年2月22日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成25年3月1日（金） 午後2時30分から4時30分まで
- 2 場所
熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室（宇城市松橋町久具400-1）
- 3 議題
第6次宇城地域保健医療計画（案）について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県宇城保健所総務企画課）
（電話0964-32-2416）

天草地域保健医療推進協議会公告第2号

平成24年度第2回天草地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年2月22日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成25年3月4日（月） 午後3時00分から午後5時00分
- 2 開催場所
熊本県天草地域振興局会議室棟2階 大会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題
(1) 第6次天草地域保健医療計画検討部会の報告について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに天草地域保健医療推進協議会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。
(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）
（電話0969-23-0172）

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成24年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年2月22日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成25年2月28日（木） 午後4時から午後5時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ2階りんどう
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関認定の更新について
(2) 平成25年度病院群輪番制の実施について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2246）

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成24年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年2月22日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 開催日時
平成25年3月6日（水）午後2時から午後4時まで
- 開催場所
山鹿市山鹿465-2
熊本県山鹿保健所 会議室
- 議題
(1) 熊本地域病院群輪番制病院の平成25年度実施計画について
(2) 管内における健康危機管理体制について
(3) 第6次熊本地域保健医療計画（救急医療、健康危機管理等）について
(4) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県山鹿保健所総務企画課内）
（電話0968-44-4121）

熊本県内水面漁場管理委員会指示第199号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川におけるハマグリの採捕について次のとおり指示する。ただし、熊本県漁業調整規則第48条の規定により知事の許可を受けた者及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成25年2月22日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

- 指示内容
右岸玉名市滑石、左岸玉名市大浜町の新大浜橋上流端から下流の内共第1号共同漁業権漁場内では、ハマグリを採捕してはならない。ただし、11月1日から翌年3月31日まで（日出時から日没時までに限る。）、新大浜橋上流端から同橋上流端の下流700mまでの漁場内は、手掘り（使用する漁具は、くまでに限る。）により採捕した殻幅17mmを超えるハマグリを除く。
- 指示の有効期間
平成25年3月5日から平成26年3月4日まで

熊本県スポーツ推進審議会公告第2号

平成24年度第2回熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成25年2月22日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 開催日時
平成25年2月22日（金）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 開催場所
県庁本館 5階 審議会室
- 議題
(1) 熊本県スポーツ推進計画（素案）について
(2) その他
- 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県スポーツ推進審議会事務局

(熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興係)

(電話096-333-2710)